

事 務 連 絡
平成20年6月11日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
の成立について

衆議院環境委員長提出の「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案」（第169回国会衆法第22号）が本日、参議院本会議において可決され、成立しました。近日中に公布される予定ですので、取り急ぎ本改正法の内容に係る資料を送付します（施行期日は、公布の日から6月以内で政令で定める日）。

なお、本改正法の施行に当たっての留意事項等については、別途連絡する予定であることを申し添えます。

<連絡先>

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課法規係
山口、松野、寺村
TEL 03-5253-1111（内線5439）

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第七十九条の二―第八十六条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 雑則（第八十条―第八十六条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり</p>

、これにより死亡したものと（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。

3 (略)

(医療費の支給及び認定等)

第四条 (略)

2 前項の認定（以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3 (略)

4 認定は、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の三年前の前日である場合には、当該申請のあった日の三年前の日。以下「基準日」という。）にさかのぼってその効力を生ずる。

第五条 (略)

2 (略)

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、基準日から死亡した日までの間において被認定者であったものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病

、これにより死亡したものと（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の五年前の日までに死亡した者に限る。）をいう。

3 (略)

(医療費の支給及び認定等)

第四条 (略)

2 前項の認定（以下この条から第十七条までにおいて「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3 (略)

4 認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

第五条 (略)

2 (略)

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、認定の申請をした日から死亡した日までの間において被認定者であったものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間（以下「有効

の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。

2 (略)

(認定の更新)

第七条 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

第八条 (略)

2 (略)

3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。
この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(療養手当の支給)

第十六条 (略)

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、基準日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で

期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 (略)

(認定の更新)

第七条 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

第八条 (略)

2 (略)

3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。
この場合において、同条第一項中「政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(療養手当の支給)

第十六条 (略)

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日

終わる。

3 (略)

(未支給の医療費等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の決定の申請がされた後は、当該決定前であっても、することができる。

(葬祭料の支給)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前条第四項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 次に掲げる者の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)

二 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行

の属する月で終わる。

3 (略)

(未支給の医療費等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(葬祭料の支給)

第十九条 (略)

2 (略)

(新設)

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）

2・3 (略)

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 (略)

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 (略)

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から五年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)

第二十三条 被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、当該指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。

2 (略)

2・3 (略)

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 (略)

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 (略)

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から三年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)

第二十三条 被認定者であつて施行日前に第四条第一項の認定に係る指定疾病にかかったものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して二年以内に死亡した場合において、当該指定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。

2 (略)

3 第十八条第四項及び第十九条第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一条の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族給付金)

第五十九条

1 4 (略)

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したとき）は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から改正法の施行

3 第十九条第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一条の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族給付金)

第五十九条

1 4 (略)

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から三年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき）は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等の死亡の時から施行日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

の日までの間において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ ホ (略)

2・3 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあつては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)

(事業所の調査等)

第七十九条の二 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知(次項において「事業所の調査等」という。)を徹底するものとする。

2 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連

イ ホ (略)

2・3 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)

(新設)

携を図りながら協力しなければならぬ。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第七十九条の二」に改める。

第二条第二項中「の五年前の日」を削る。

第四条第二項中「第十七条まで」の下に「及び第二十条第一項第二号」を加え、同条第四項中「その申請のあった日」を「当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の三年前の日前である場合には、当該申請のあった日の三年前の日。以下「基準日」という。）」に改める。

第五条第三項中「認定の申請をした日」を「基準日」に改める。

第六条第一項中「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間（以下「有効期間」という。）」を「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間」に改める。

第七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内」と

読み替えるものとする。

第八条第三項中「政令で定める期間（以下「有効期間」という。）」を「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間」に、「第八条第一項」を「指定疾病の種類に応じて第八条第一項」に改める。

第十六条第二項中「その請求があつた日」を「基準日」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

4 第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の決定の申請がされた後は、当該決定前であっても、することができる。

第十九条に次の一項を加える。

3 前条第四項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。

第二十条第一項中「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）

二 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）

第二十一条第一項中「施行前死亡者」の下に「又は未申請死亡者」を加える。

第二十二条第二項中「請求は、」の下に「施行前死亡者の遺族にあつては」を加え、「三年」を「六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から五年」に改める。

第二十三条第一項中「であつて施行日前に第四条第一項の」を「が当該」に改め、「にかかったものが当該指定疾病」及び「施行日から起算して二年以内に」を削り、同条第三項中「第十九条第二項」を「第十八条第四項及び第十九条第二項」に改める。

第五十九条第五項中「三年」を「六年」に改める。

第六十条第一項第三号中「の死亡の時から施行日」を「が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等

が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第

号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が改正法の施行の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日」に改める。

第六十二条第一号中「施行日において」を「死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあつては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、」に改める。

第五章中第八十条の前に次の一条を加える。

（事業所の調査等）

第七十九条の二 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度

の周知（次項において「事業所の調査等」という。）を徹底するものとする。

2 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第四条第四項、第五条第三項、第六条第一項及び第十六条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の認定、同法第五条第一項の決定及びこれらに係る同法第三条の救済給付についても適用する。

2 施行日前に死亡した新法第二十条第一項第二号の未申請死亡者に係る新法第二十二條第一項の特別遺族弔慰金等の支給の請求に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「当該未申請死亡者の死亡の

時」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日」とする。

3 新法第二十三条の規定は、石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第三項の被認定者が平成二十年三月二十七日から施行日の前日までの間に死亡した場合についても適用する。この場合において、新法第二十三条第三項において準用する新法第十九条第二項中「被認定者が死亡した時」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第三条 施行日前に石綿による健康被害の救済に関する法律第二十三条第一項の救済給付調整金が支給された場合には、当該救済給付調整金に係る指定疾病に関し支給すべき同法第四条第一項の医療費でまだ支給されていないもの及び同法第十六条第一項の療養手当でまだ支給されていないものの合計額が当該救済給付調整金の額を超えるときに限り、当該医療費及び当該療養手当を支給する。この場合においては、当該医療費の額又は当該療養手当の額から当該救済給付調整金の額を控除するものとする。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

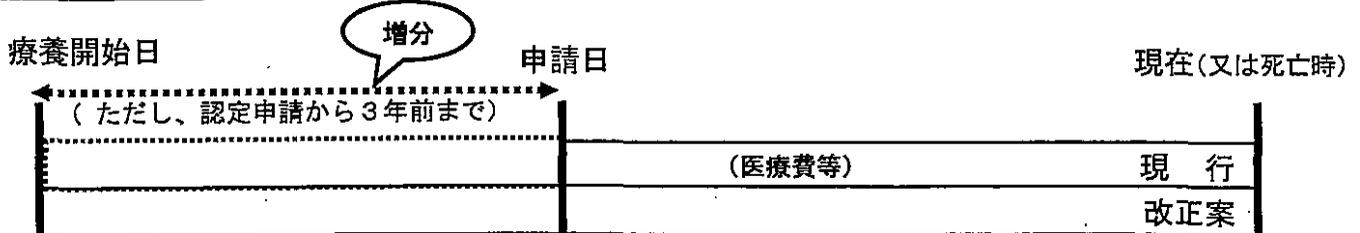
本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十四億円の見込みである。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正案》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。

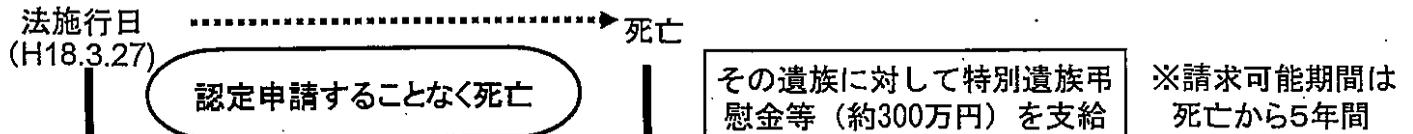


※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正案》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行】救済なし ⇨ 【改正案】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給



※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」 → 「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

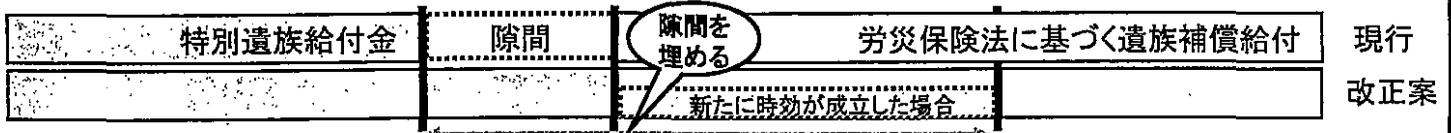
3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正案》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正案のカバー範囲

(H13.3.26) (H15.5) (H18.3.26)



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正案》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行